

ものづくり人材育成支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内中小企業事業主が、生産性を向上させるため、雇用する従業員に生産管理や技術力強化の教育研修を受講させる場合、受講に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

なお、本要綱における「対象分野」とは、医療機器・ヘルスケア関連産業、水素・燃料電池関連産業、スマートものづくり関連産業、及び生産機器・業務機器システム関連産業の4分野とする。

(交付対象事業主)

第2条 ものづくり人材育成支援助成金（以下「助成金」という。）は、次のすべてに該当する中小企業事業主に対して交付する。

- (1) 本社又は工場が県内に所在する事業主であること。
- (2) 中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業の事業主であること。
- (3) 別表一に示す対象分野の指定主要業種又は指定関連業種の事業主であること。
- (4) その雇用する従業員に対して、第3条に規定する教育研修を受講させる事業主であること。

(交付対象となる教育研修)

第3条 助成金の交付対象となる教育研修は、事業主自らが行う研修（以下、「社内研修」という。）又は次項に掲げる教育訓練機関等が行う研修（以下、「社外研修」という。）であり、かつ、教育研修の内容が第3項に該当するものとする。

2 教育訓練機関等

- (1) 生産性向上に関する知識、専門的な技術、技能の研修が実施可能な企業
- (2) 公共職業能力開発施設
- (3) 学校教育法の教育機関
- (4) 公私立の試験研究機関
- (5) 中小企業大学校及びこれに準じる機関
- (6) その他知事が認めるもの

3 教育研修の内容

- (1) 事業主が必要とする生産性の向上に関する知識、専門的技術・技能の修得に関する内容であること。
- (2) 研修時間が3時間以上10時間以下であること。

(対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費は、社内研修及び社外研修の区分ごとに、それぞれ別表二のとおりとする。

(交付額)

第5条 交付額は、前項に規定する対象経費の2分の1に相当する額とする。ただし、その額を研修修了者の数で除して得た額が50,000円を超える場合は、研修修了者1人当たり50,000円を上限とする。

(交付制限)

第6条 第3条第2項の教育訓練機関等が行う研修であって、同教育訓練機関等より助成を受けた場合は、その助成を受けた額は対象経費から除外する。

- 2 該当する教育研修について雇用保険法施行規則に基づく人材開発支援助成金の支給を受けた事業主は交付対象としない。
- 3 教育研修を受講した従業員が当該教育研修を修了しない場合は、助成金は交付しないものとする。
- 4 1社当たりの交付限度額は、年度を通じて500,000円とする。

(申請書の提出)

第7条 助成金の交付を受けようとする事業主（以下「助成金申請者」という。）は、ものづくり人材育成支援助成金交付申請書（様式第1号）を、原則として研修開始日の10日前までに知事に提出するものとする。

(助成金の交付決定及び通知)

第8条 知事は、前条に規定する申請書の内容を審査し、その内容が交付要件に適合すると認めるときは、助成金の交付を決定するとともに、ものづくり人材育成支援助成金交付決定通知書（様式第2号）により助成金申請者あて通知するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する交付決定をする場合において、必要に応じ申請書の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 3 知事は、助成金の不交付を決定したときは、ものづくり人材育成支援助成金不交付決定通知書（様式第3号）により助成金申請者あて通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第9条 助成金申請者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、助成金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10条 助成金申請者は、交付決定を受けた助成金について次のいずれかに該当するときは、あらかじめものづくり人材育成支援助成金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 対象経費の額を増額変更しようとするとき。
- (2) 対象経費の配分を変更しようとするとき。ただし、それぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。
- (3) 教育研修の内容を変更しようとするとき。

(4) 教育研修を中止又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第11条 助成金申請者は、規則第12条第1項の規定により、教育研修が終了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月5日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)を知事に提出するものとする。

(交付額の確定)

第12条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告にかかる教育研修の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定しものづくり人材育成支援助成金確定通知書(様式第6号)により助成金申請者に通知する。

(助成金の交付方法)

第13条 助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に交付する。ただし、知事は必要があると認められる場合には、概算払いにより交付することができる。

2 助成金申請者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、ものづくり人材育成支援助成金請求書(様式第7号)により知事に請求しなければならない。

3 助成金申請者は、第一項の規定により概算払いを受けようとするときは、ものづくり人材育成支援助成金概算払請求書(様式第8号)を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第14条 知事は、助成金の交付を受けた事業主が、偽りその他不正の行為によって助成金の交付を受けたことが明らかになった場合は、ものづくり人材育成支援助成金交付決定取消通知書(様式第9号)により、当該事業主に交付した助成金の全部又は一部を取り消す旨の通知を行うとともに、すでに交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 知事は、助成金請求者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額をこえる助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第15条 助成金の交付を受けた事業主は、本事業に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表一

指定主要業種	食料品製造業（０９）
	はん用機械器具製造業（２５）
	生産用機械器具製造業（２６）
	業務用機械器具製造業（２７）
	電子部品・デバイス・電子回路製造業（２８）
	電気機械器具製造業（２９）
	情報サービス業（３９）
指定関連業種	飲料・たばこ・飼料製造業（１０）
	化学工業（１６）
	プラスチック製品製造業（１８）
	金属製品製造業（２４）
	情報通信機械器具製造業（３０）
	輸送用機械器具製造業（３１）
	インターネット付随サービス業（４０）

※（ ）は、標準産業分類番号（中分類）

別表二

区分	対象経費	算定方法
社内研修	講師等謝金	実費による。 ただし、旅費及び宿泊費は、山梨県職員旅費条例において規定する額を上限とする。
	講師等旅費	
	講師等宿泊費	
	テキスト・教材費	
	会場借上げ料	
	設備機器等使用料	
社外研修	参加者旅費	実費による。 ただし、旅費及び宿泊費は、山梨県職員旅費条例において規定する額を上限とする。
	参加者宿泊費	
	研修等参加費	
	テキスト・教材費	
	設備機器等使用料	